

注: 赤字部分は有明第1期で説明が実施されていない項目です。

項目	防災活動	法律・計画	災害特性
枠組み		<p>「災害法体系」に係る基本事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 法的枠組みと対応の主体 災害関連法の基本 災害対策基本法 災害救助法 <p>4. 災害法体系と防災計画</p>	<p>災害発生メカニズム「地震災害・津波災害」</p> <p>「地震のメカニズム」に係る基本事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震発生メカニズム、被害、対策 津波発生メカニズム、被害、対策 <p>5. 地震・津波発生メカニズムと実態(事例)</p>
		<p>「防災計画」に係る基本事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災計画の体系 防災計画の内容 	<p>災害発生メカニズム「風水害」</p> <p>「風水害のメカニズムと実態」に係る基本事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 台風発生メカニズム、被害、対策 豪雨災害発生メカニズム、被害、対策 高潮災害発生メカニズム、被害、対策 土砂災害発生メカニズム、被害、対策 竜巻発生メカニズム、被害、対策 <p>6. 風水害のメカニズムと実態(事例)</p>
			<p>災害発生メカニズム「火山災害」</p> <p>「火山災害のメカニズムと実態」に係る基本事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山災害発生メカニズム、被害、対策 <p>7. 火山災害のメカニズムと実態(事例)</p>
			<p>災害発生メカニズム「その他」</p> <p>「その他の災害のメカニズムと実態」に係る基本事項</p> <ul style="list-style-type: none"> その他の災害発生メカニズム、被害、対策
最低限理解しておくべき基礎的な知識	<p>「危機管理総論」に係る基本事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害と防災 災害のライフサイクル 地域を知ることの重要性 重くなる基礎自治体の役割 <p>1. 危機管理総論</p>		
	<p>22の防災活動全体に関する基礎的な知識</p> <p>「国土の特徴と災害」に係る基本事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国の災害の現状(我が国の国土の特徴) <p>2, 3. 防災行政基礎</p>		<p>「過去の自然災害(地震災害・津波災害)」に係る基礎的な知識</p> <ul style="list-style-type: none"> 三河地震/南海地震(1946)/福井地震(1948)/新潟地震(1964)/宮城県沖地震(1978)/兵庫県南部地震(1995)/新潟県中越地震(2004)/東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)(2011) 他
	<p>5~26 22の防災活動全体に関する基礎的な知識</p> <p>「災害における主な被害と対策」に係る基本事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震災害/津波災害/台風、集中豪雨等/土砂災害(土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり)/竜巻災害/火山災害(火砕流、溶岩流、噴石、降灰、火山ガス等)/雪害/海上災害/航空災害/鉄道災害/道路災害/危険物等災害/大規模な火事災害/林野火災 		<p>「過去の自然災害(風水害)」に係る基礎的な知識</p> <ul style="list-style-type: none"> 枕崎台風(1945)/カスリーン台風(1947)/南紀豪雨/洞爺丸台風/伊勢湾台風(1959)/羽越豪雨(1967)/広島豪雨(1999)/東海豪雨(2000)/新潟・福島豪雨等(2004) 他
	<p>5~26 22の防災活動全体に関する基礎的な知識</p> <p>「防災活動の流れ」に係る基本事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 応急対策 復旧復興対策 予防対策 		<p>「過去の自然災害(火山災害)」に係る基礎的な知識</p> <ul style="list-style-type: none"> 桜島噴火(1973)/浅間山噴火(1973) 他
	<p>6 防災活動の概要(災害予防)</p> <p>「事故災害の予防」の基本事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の充実、事業の実施における安全の確保、事業の用に供する機材及び施設等の安全性の確保 	<p>15 防災活動の概要(災害応急対策)</p> <p>「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」の基本事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針(輸送に当たっての配慮事項、輸送対象の想定) 交通の確保(非常本部等による調整等、道路交通規制等、道路啓閉等、航路等の障害物除去等、港湾及び漁港の応急復旧等、海上交通の整理等、空港等の応急復旧等、航空管制等、鉄道交通の確保、広域輸送拠点の確保) 緊急輸送 緊急輸送のための燃料の確保 	<p>「災害事例(その他)」に係る基礎的な知識</p> <ul style="list-style-type: none"> 豪雪(1961) 他 <p>2, 3. 防災行政基礎</p>
<p>7 防災活動の概要(災害予防)</p> <p>「国民の防災活動の促進」の基本事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災思想の普及、徹底 防災知識の普及、訓練(防災知識の普及、防災訓練の実施・指導、防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮) 国民の防災活動の環境整備(消防団・自主防災組織・自主防犯組織の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進、住民及び事業者による地区内の防災活動の推進) 災害教訓の伝承 	<p>16 防災活動の概要(災害応急対策)</p> <p>「避難収容及び情報提供活動」の基本事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難誘導の実施 避難所(避難所の開設、避難所の運営管理等) 応急仮設住宅等(被災都道府県による応急仮設住宅の提供、応急仮設住宅に必要な資機材の調達、応急仮設住宅の運営管理) 広域一時滞在 要配慮者への配慮 帰宅困難者対策 被災者等への的確な情報伝達活動(被災者への情報伝達活動、国民への的確な情報の伝達、住民等からの問合せに対する対応) 		

項目	防災活動	法律・計画	災害特性
最低限理解しておくべき基礎的な知識	9 防災活動の概要(災害予防) 「事故災害における再発防止対策の実施」の基本事項 ・原因究明、必要な再発防止対策を講じることにより、災害発生の未然防止	17 防災活動の概要(災害応急対策) 「物資の調達、供給活動」の基本事項 ・非常本部等による調整等 ・地方公共団体による物資の調達、供給 ・国による物資の調達、供給 ・運送事業者である公共機関の活動	
	10 防災活動の概要(災害予防) 「迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え」の基本事項 ・災害発生直前対策関係（警報等の伝達、住民等の避難誘導体制、災害未然防止活動） ・情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係（情報の収集・連絡体制の整備、情報の分析整理、通信手段の確保、職員等の体制、防災関係機関相互の連携体制、都道府県等と自衛隊との連携体制、防災中核機能等の確保・充実） ・災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係 ・複合災害対策関係 ・救助・救急、医療及び消火活動関係（救助・救急活動関係、医療活動関係、消火活動関係） ・緊急輸送活動関係 ・避難収容及び情報提供活動関係（避難誘導、避難所、避難行動要支援者名簿、応急仮設住宅等、帰宅困難者対策、被災者等への的確な情報伝達活動関係） ・物資の調達、供給活動関係 ・防災関係機関等の防災訓練の実施（国における防災訓練の実施、地方における防災訓練の実施、事故災害における防災訓練の実施、実践的な訓練の実施と事後評価） ・災害復旧・復興への備え（各種データの整備保全、罹災証明書の発行体制の整備、復興対策の研究）	21 防災活動の概要(災害応急対策) 「自発的支援の受入れ」の基本事項 ・ボランティアの受入れ ・国民等からの義援物資、義援金の受入れ（義援物資の受入れ、義援金の受入れ） 22 防災活動の概要(災害復旧・復興対策) 「地域の復旧・復興の基本方向の決定」の基本事項 ・復旧・復興の基本方向の決定	
	11 防災活動の概要(災害応急対策) 「災害発生直前の対策」の基本事項 ・警報等の伝達 ・住民等の避難誘導 ・関係省庁災害警戒会議の開催 ・災害未然防止活動	23 防災活動の概要(災害復旧・復興対策) 「迅速な原状復旧の進め方」の基本事項 ・被災施設の復旧等 ・災害廃棄物の処理	
	12 防災活動の概要(災害応急対策) 「発生直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」の基本事項 ・災害情報の収集・連絡（被害規模の早期把握のための活動、事故情報等の連絡、災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡、一般被害情報等の収集・連絡、応急対策活動情報の連絡） ・通信手段の確保 ・地方公共団体の活動体制 ・事故災害における事業者の活動体制 ・広域的な応援体制 ・国における活動体制（内閣官房・指定行政機関・公共機関の活動体制、緊急参集チームの参集及び関係関係協議の実施、非常災害対策本部の設置と活動体制、緊急災害対策本部の設置と活動体制、災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等、非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置、自衛隊の災害派遣）	24 防災活動の概要(災害復旧・復興対策) 「計画的復興の進め方」の基本事項 ・復興計画の作成 ・防災まちづくり 25 防災活動の概要(災害復旧・復興対策) 「被災者等の生活再建等の支援」の基本事項 ・被災者等の生活再建の支援（住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたるきめ細かな支援）	
	13 防災活動の概要(災害応急対策) 「災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動」の基本事項 ・災害の拡大防止活動 ・施設・設備等の応急復旧活動（施設・設備の応急復旧活動、ライフライン施設に関する非常本部等の関与、住宅の応急復旧活動） ・二次災害防止活動 ・複合災害発生時の体制	26 防災活動の概要(災害復旧・復興対策) 「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」の基本事項 ・被災中小企業等に対する援助・助成措置についての広報、相談窓口等の設置 ・地場産業、商店街の復興への配慮、地域の経済復興対策	
	22の防災活動全体に関する基礎的な知識（態度） 防災対応の3原則 ・疑わしきは行動せよ ・最悪の事態を想定し行動せよ ・空振りは許されるが、見逃しは許されない		
	「災害発生過程を学ぶ演習」に係る基本事項 ・災害発生過程 ・災害発生前後に必要な行政の対応の流れ 8, 9. 災害対応過程と態度を学ぶ		

注: 赤字部分は有明第1期で説明が実施されていない項目です。

項目	訓練理論・事例	訓練企画	訓練評価・検証
活動の前提	<p>10 「防災関係機関等の防災訓練の実施」に係る法律 「防災関係機関等の防災訓練の実施」に関する規定事項を学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法 <ul style="list-style-type: none"> 第8条 施策における防災上の配慮等 第47条の2 防災教育の実施 第48条 防災訓練義務 <p>1. 訓練企画の枠組</p>		
知識	<p>7 「防災知識の普及、訓練」の基本事項、仕組み、留意事項 「防災知識の普及、訓練」を行う上で基本的な知識を学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> 目的 防災知識の普及に係る教育内容、教育手法、事例 防災訓練の実施、指導に係る訓練内容、訓練手法、事例 防災訓練の企画の方法、評価・検証の方法、効果、留意事項等 予防対策実施上の留意事項 (要配慮者等への配慮) (被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点での配慮) 等 課題と対策の方向 <p><地震災害></p> <ul style="list-style-type: none"> 防災週間や防災関連行事等を通じた、住民に対する、震災時のシミュレーション結果等を示しながらの危険性の周知 地震に関する情報を住民が容易に理解できるような、地震情報、東海地震に関連する情報等の解説と、報道機関等の協力を得た、国民への迅速かつ正確な情報の伝達 住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含めた、緊急地震速報についての普及啓発 <p>4, 5. 訓練企画運営実践 I 討議型図上演習 (エスノグラフィー演習 講義)</p> <p><津波災害></p> <ul style="list-style-type: none"> 防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じた、住民に対する、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらの危険性の周知 学校教育をはじめとする様々な場での総合的な教育プログラムの開発による、津波災害と防災に関する国民の理解向上 津波発生時に、臨機応変の避難行動を住民等が取る事ができるような、防災教育等を通じた関係主体による危機意識の共有、津波想定の数値等の正確な意味の理解を促進 津波浸水予想地域の事前把握、津波浸水想定の設定 津波浸水想定を踏まえた指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備、住民等への周知 津波ハザードマップの住民の避難への有効活用 住民の日常生活における津波災害の危険性の認知と円滑な避難に向けた取組の実施 最大クラスの津波や津波到達時間を踏まえた具体的な実践的な訓練の実施 <p><風水害></p> <ul style="list-style-type: none"> 防災週間や防災関連行事等を通じた、住民に対する、風水害時のシミュレーション結果等を示しながらの危険性の周知 警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動についての普及啓発 被害の防止、軽減の観点からの、早期避難の重要性についての住民への周知 地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等についての周知徹底 円滑な避難のための、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動の促進 防災アセスメントの実施と、地域住民の適切な避難や防災活動に資する施策の実施 重要水防箇所の一般への周知 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じた、水防、土砂災害防止等に関する総合的な知識の普及 一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材(副読本)の充実 <p><火山災害></p> <ul style="list-style-type: none"> 防災週間や防災関連行事等を通じた、住民に対する、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、火山防災マップ等を用いた火山災害の危険性の周知 火山ハザードマップ、火山防災マップ、地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等の作成・配布、研修の実施など防災知識の普及啓発 防災週間、土砂災害防止月間等を通じた、二次災害防止に関する総合的な知識の普及 <p><雪害></p> <ul style="list-style-type: none"> 防災関連行事等を通じた、住民に対する雪害の危険性の周知 雪崩等に対する早期避難について住民の理解と協力を得る 地域住民に対する、雪崩のおそれのない適切な避難路、避難先等についての周知徹底 雪崩危険箇所を特定し、標識の設置等により住民等への周知 雪降り中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止 国・都道府県による市町村等への事故防止対策情報の提供 雪崩の発生危険箇所の調査等、防災アセスメントの実施、ハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、災害発生時の行動マニュアル等の作成、住民等への配布 地域の実情に応じた防災知識の普及等に資する施設の設置 雪崩防災週間等を通じた雪崩災害防止に関する総合的な知識の普及 	<p>7 「防災知識の普及、訓練」に係る基本事項、留意事項 「防災知識の普及、訓練」を実際に行う上で必要な知識を習得する</p> <ul style="list-style-type: none"> 目的 防災知識の普及に係る教育内容、教育手法、事例 防災訓練の実施、指導に係る訓練内容、訓練手法、事例 防災訓練の企画の方法、評価・検証の方法、効果、留意事項等 予防対策実施上の留意事項 (要配慮者等への配慮) (被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点での配慮) 等 課題と対策の方向 <p><地震災害></p> <ul style="list-style-type: none"> 訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟 <p><風水害></p> <ul style="list-style-type: none"> 水害を想定した実践型の防災訓練の実施 地下街等における水災を想定した、避難誘導、関係する各組織との連携等の訓練の実施 <p><火山災害></p> <ul style="list-style-type: none"> 居住地、職場、学校等への夜間等様々な条件に配慮した定期的な防災訓練の実施・指導 登山者等への防災知識の啓発 <p>6, 7. 訓練企画運営実践 III 状況付与型図上演習</p>	<p>7 「防災知識の普及、訓練」に係る基本事項、留意事項 「防災知識の普及、訓練」を実際に行う上で必要な知識を習得する</p> <ul style="list-style-type: none"> 目的 防災知識の普及に係る教育内容、教育手法、事例 防災訓練の実施、指導に係る訓練内容、訓練手法、事例 防災訓練の企画の方法、評価・検証の方法、効果、留意事項等 予防対策実施上の留意事項 (要配慮者等への配慮) (被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点での配慮) 等 課題と対策の方向 <p>2. 訓練企画手法</p> <p>8, 9. 訓練の運営、評価・改善手法</p>

注:赤字部分は有明第1期で説明が実施されていない項目です。

項目	訓練理論・事例	訓練企画	訓練評価・検証
知識	<p>0 「防災関係機関等の防災訓練の実施」の基本事項、仕組み、留意事項 「防災関係機関等の防災訓練の実施」を行う上での基本的な知識を学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 ・国における防災訓練の種類、事例 ・地方における防災訓練の種類、事例 ・事故災害における防災訓練の種類、事例 ・実践的な訓練の実施と事後評価 ・予防対策実施上の留意事項 ・課題と対策の方向 <p style="text-align: center;">3. 訓練事例</p>		
技能		<p>7 「防災知識の普及、訓練」に係る技術 「防災知識の普及、訓練」を実際に行う上で必要な技術を学び、習得する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練企画運営実践(各種防災教育手法) (実習) <p style="text-align: center;">6, 7. 訓練企画運営実践Ⅲ 状況付与型図上訓練</p>	
		<p>7 「災害教訓の伝承」に係る技術 「災害教訓の伝承」を実際に行う上で必要な技術を学び、習得する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練企画運営実践(災害エスノグラフィー) (実習) <p style="text-align: center;">4, 5. 訓練企画運営実践Ⅰ 討議型図上演習 (エスノグラフィー演習)</p>	

注:赤字部分は有明第1期で説明が実施されていない項目です。

項目	災害情報の収集・連絡	警報	避難誘導・避難収容
活動の前提	<p>12 「災害情報の収集・連絡」に係る法律 「災害情報の収集・連絡」に関する規定事項を学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法 <ul style="list-style-type: none"> → 第51条 情報の収集及び伝達等 <p>9. 風水害におけるタイムライン計画 講義+★演習</p>	<p>11 「警報等の伝達」に係る法律 「警報等の伝達」に関する規定事項を学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法 <ul style="list-style-type: none"> → 第52条 防災信号 → 第54条 発見者の通報義務等 → 第55条 都道府県知事の通知等 → 第56条 市長村長の警報の伝達及び警告 → 第57条 警報の伝達等のための通信設備の優先利用等 ・気象業務法 <ul style="list-style-type: none"> → 第13条 予報及び警報 → 第13条の2 気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報 → 第14条 気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報 → 第14条の2 気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報 → 第15条 警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知 → 第15条の2 特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知 ・水防法 <ul style="list-style-type: none"> → 第11条 都道府県知事が行う洪水予報 → 第12条 水位の通報及び公表 → 第16条 水防警報 → 第25条 決壊の通報 <p>1. 警報避難対策の枠組</p>	<p>「住民等の避難誘導」に係る法律 「住民等の避難誘導」に関する規定事項を学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法 <ul style="list-style-type: none"> → 第50条 災害応急対策及びその実施責任 → 第56条 市町村長の警報の伝達及び警告 → 第60条 市町村長の避難の指示等 → 第61条 警察官等の避難の指示 → 第61条の2 指定行政機関の長等による助言 → 第61条の3 避難の指示等のための通信設備の優先利用等 → 第62条 市町村長の応急措置 → 第63条 市町村長の警戒区域設定権等 → 第86条の14 被災者の運送 ・水防法 <ul style="list-style-type: none"> → 第15条 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 → 第15条の3 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等 → 第29条 立退きの指示 <p>2. 避難勧告ガイドライン</p>
	<p>12 「通信手段の確保」に係る法律 「通信手段の確保」に関する規定事項を学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法 <ul style="list-style-type: none"> → 第8条 施策における防災上の配慮等 → 第57条 警報の伝達等のための通信設備の優先利用等 → 第61条の3 避難の指示等のための通信設備の優先利用等 → 第79条 通信設備の優先使用权 		<p>16 「避難収容の実施」に係る法律 「避難収容の実施」に関する規定事項を学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法 <ul style="list-style-type: none"> → 第40条 都道府県地域防災計画 → 第42条 市町村地域防災計画 → 第49条の4 指定緊急避難場所の指定 → 第49条の5 指定緊急避難場所に関する届出 → 第49条の6 指定の取消し → 第49条の7 指定避難所の指定 → 第49条の8 指定緊急避難場所と指定避難所との関係 → 第49条の9 居住者等に対する周知のための措置 → 第49条の10 避難行動要支援者名簿の作成 → 第49条の11 名簿情報の利用及び提供 → 第49条の12 名簿情報を提供する場合における配慮 → 第49条の13 秘密保持義務 → 第63条 市町村長の警戒区域設定権等 → 第86条の6 避難所における生活環境の整備等 → 第86条の7 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮 → 第86条の8 広域一時滞在の協議等 → 第86条の9 都道府県外広域一時滞在の協議等 → 第86条の10 都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行 → 第86条の11 都道府県外広域一時滞在の協議等の特例 → 第86条の12 都道府県知事及び内閣総理大臣による助言 → 第86条の13 内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行 → 第86条の14 被災者の運送 → 第86条の15 安否情報の提供等 <p>5. 避難場所・避難所の適否判断の実務 ★演習</p>

注:赤字部分は有明第1期で説明が実施されていない項目です。

項目	災害情報の収集・連絡	警報	避難誘導・避難収容
知識	<p>10 (備え)「災害発生直前対策」の基本事項、仕組み、留意事項 「災害発生直前対策への備え」を行う上での基本的な知識を学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> 目的 警報等の伝達体制整備に係る対策、事例 住民等の避難誘導体制に係る対策、事例 災害未然防止活動に係る対策、事例 予防対策実施上の留意事項 タイムライン(防災行動計画) 課題と対策の方向 <p><地震災害></p> <ul style="list-style-type: none"> 迅速な緊急地震速報の伝達のための体制及び通信施設・設備の充実 <p><津波災害></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の特性等を踏まえた、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準の設定 市町村による発令基準の策定や見直しの支援 津波警報等が確実に伝わるための伝達手段の多重化、多様化 津波警報、避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるための、伝達内容等の検討 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関する、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制の整備 具体的かつ実践的な津波避難計画の策定 ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所(津波避難ビルを含む。)や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上 防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避のための行動ルールや退避の判断基準の設定、住民等への周知、行動ルールの見直し 避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実 要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐための、各専門分野が連携した支援方策の検討 <p>9. 風水害におけるタイムライン計画 講義★演習</p>	<p>11 警報避難対策</p> <p>「警報等の伝達」の基本事項、仕組み、留意事項 「警報等の伝達」を行う上での基本的な知識を学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> 目的、仕組み、体制 活動手順、活動内容 警報等の種類、内容、入手方法 警報伝達の手順、活動内容 避難準備情報の概要 火山情報 誤報対応 情報伝達上の留意事項 事前の準備事項 <p><地震災害></p> <ul style="list-style-type: none"> 地震情報等の連絡 <p><津波災害></p> <ul style="list-style-type: none"> 津波警報等の伝達 <p><風水害></p> <ul style="list-style-type: none"> 風水害に関する警報等の伝達 <p><火山災害></p> <ul style="list-style-type: none"> 火山活動に関する情報の収集 噴火警報等の伝達 <p><雪害></p> <ul style="list-style-type: none"> 雪害に関する警報等の伝達 <p>3. 警報等の種類と内容</p> <p>1. 警報避難対策の枠組</p>	<p>11 住民等の避難行動</p> <p>「住民等の避難誘導」の基本事項、仕組み、留意事項 「住民等の避難誘導」を行う上での基本的な知識を学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> 目的、仕組み、体制 活動手順、活動内容 住民等の避難誘導の種類、内容 避難勧告等の発令および解除の方法 警戒区域の設定および解除の方法 避難場所及び避難所の開設方法 屋内での退避等の安全確保措置の実施方法 住民の避難誘導方法 住民等の避難誘導上の留意事項 事前の準備事項 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン <p><津波災害></p> <ul style="list-style-type: none"> 水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策の実施 <p><風水害></p> <ul style="list-style-type: none"> 防災気象情報等の把握、浸水区域や土砂災害危険箇所等の警戒活動 避難のための準備情報の提供や勧告・指示、避難誘導 災害が発生するおそれがある場合の、必要に応じた、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設 やむを得ない場合の、屋内での待避等の安全確保措置の指示 <p><火山災害></p> <ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令、住民の避難誘導、警戒区域の設 <p><雪害></p> <ul style="list-style-type: none"> 事前避難 積雪、融雪等の状況を勘案した適切な避難誘導 <p>2. 避難勧告ガイドライン</p>
	<p><風水害></p> <ul style="list-style-type: none"> 警報等を住民、水防管理者、関係市町村長等に伝達するための体制整備 警報等が確実に伝わるような、伝達手段の多重化、多様化 避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル作成。特に、土砂災害に関する、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発 水防団等と協議した、発災時の避難誘導に係る計画の作成・訓練 気象警報、避難勧告等の住民への周知、伝達内容等の検討 土砂災害等に対する住民の警戒避難基準の設定、見直し 避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うための避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施 地下街等不特定かつ多数の利用者がいる施設等の避難誘導等安全体制の確保 所管施設の緊急点検、応急的な復旧等の対策のための体制整備、必要な資機材の備蓄 防活動の体制整備 水防計画書への重要水防箇所の記載 河川管理上支障をきたす違法駐車、放置車両に対する措置の実施 ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うためのマニュアル作成、人材の養成 道路情報表示板等必要な施設の整備、適切な道路管理 	<p>11 災害情報収集・伝達</p> <p>「災害情報の収集・連絡」の基本事項、仕組み、留意事項 「災害情報の収集・連絡」を行う上での基本的な知識を学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> 目的、仕組み、体制 活動手順、活動内容 被害情報等の種類、内容、入手方法 被害規模の早期把握 事故情報等の連絡 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡 一般被害情報等の収集・連絡 応急対策活動情報等の連絡 災害情報の収集・連絡上の留意事項 事前の準備事項 <p><津波災害></p> <ul style="list-style-type: none"> 津波に関する情報の連絡 <p><風水害></p> <ul style="list-style-type: none"> 水防団等の巡視活動等を通じた被害状況の早期把握 <p>1. 警報避難対策の枠組</p>	<p>16 避難勧告・指示等</p> <p>「避難誘導の実施」の基本事項、仕組み、留意事項 「避難誘導の実施」を行う上での基本的な知識を学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> 目的、仕組み、体制 地方公共団体による避難誘導の活動手順、活動内容 都道府県による運送事業者への要請事項 活動上のノウハウ、留意事項 事前の準備事項 課題と対策の方向 <p><地震災害></p> <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所、避難路、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供 <p><風水害></p> <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供 屋内での待避等の安全確保措置に関する指示 交通孤立地区等が生じた場合のヘリコプター・船舶による避難 <p><火山災害></p> <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所、避難路、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供 <p><雪害></p> <ul style="list-style-type: none"> 避難場所、避難路、雪崩危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供
	<p><火山災害></p> <ul style="list-style-type: none"> 噴火警報等(噴火警戒レベルを含む)を住民等に伝達するための体制の整備 噴火警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準の設定、火山防災協議会を通じた災害の危険度を表す情報等の活用のための防災機関の連携 火山防災協議会における検討を通じた、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定、当該避難計画に基づく避難訓練の実施及び避難計画の住民への周知徹底 大規模広域災害時における円滑な広域避難のための国や他の地方公共団体との協力体制の構築、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結等避難・受入方法を含めた手順等の設定 避難誘導・支援者等が噴火警報等(噴火警戒レベルを含む)を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段(移動系無線等)及び受傷事故を防止するための装備の充実 <p><雪害></p> <ul style="list-style-type: none"> 警報等を住民等に伝達するための体制の整備 警報等が確実に伝わるような、伝達手段の多重化、多様化 避難路及び避難先の指定、住民への周知徹底 積雪、融雪等の状況を勘案した速やかな避難体制の整備 雪崩災害等に関する警戒避難基準の設定 雪崩等に対する、災害応急対策の活動体制の整備、施設、設備等の整備、点検 <p>6. 土砂災害における警報と避難 7. 広島の土砂災害の事例に学ぶ 講義★演習 8. 風水害における警報と避難</p>	<p>16 避難所・避難場所の認定</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所・避難場所の種類と内容 避難所・避難場所の認定の方法 <p>「避難収容及び情報提供活動関係の備え」の基本事項、仕組み、留意事項 「避難収容及び情報提供活動関係の備え」を行う上での基本的な知識を学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> 目的 避難誘導に係る対策、事例 避難所の整備、周知等に係る対策、事例 避難行動要支援者名簿作成、避難行動要支援等に係る対策、事例 応急仮設住宅等の用地、資機材の調達・供給等に係る対策、事例 帰宅困難者対策に係る対策、事例 被災者等への的確な情報伝達活動関係に係る対策、事例 予防対策実施上の留意事項 課題と対策の方向 <p><風水害></p> <ul style="list-style-type: none"> 雨量、水位、水質、潮位等の河川情報及び土砂災害、高潮、豪雨に関する情報等の収集、処理、加工、伝達を迅速かつ的確に行う情報伝達システムの高度化、リアルタイムで情報を整理、提供する広域的な情報共有ネットワークの構築 地下街等の管理者及び利用者への伝達体制の確保、要配慮者に対しても十分に伝達することができるような、市町村及び住民等への情報提供の推進、提供地域の拡大 公的施設、各家庭等へのきめ細かな河川情報、土砂災害、高潮、豪雨に関する情報等の提供 <p>4. 避難場所・避難所の認定</p>	

注:赤字部分は有明第1期で説明が実施されていない項目です。

項目	災害情報の収集・連絡	警報	避難誘導・避難収容
知識	10 (備え)「情報の収集・連絡及び応急体制の整備」の基本事項、仕組み、留意事項 「情報の収集・連絡及び応急体制の整備への備え」を行う上での基本的な知識を学ぶ ・目的、仕組み ・情報の収集・連絡体制の整備に係る対策、事例 ・情報の分析整理に係る対策、事例 ・通信手段の確保に係る対策、事例 ・職員の体制に係る対策、事例 (マニュアル作成含む) ・防災関係機関相互の連携体制に係る対策、事例 ・都道府県等と自衛隊との連携体制に係る対策、事例 ・防災中核機能等の確保、充実に係る対策、事例 ・予防対策実施上の留意事項 ・課題と対策の方向 <地震災害> ・迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計等観測機器の維持・整備 ・地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等の活用等による、震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、災害情報共有システム(Lアラート)その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備 ・道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾・漁港に都道府県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点の整備 <津波災害> ・迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な観測機器の維持・整備 <風水害> ・雨量、出水の程度等の気象、海象、水位等の状況の観測、観測情報を収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実 ・雨量、水位等風水害に関する情報をより効率的に活用するための内容の拡充、関係行政機関及び報道機関を通じた一般への提供体制の整備 ・要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備 ・多重無線及び移動通信回線の充実 ・高潮に関する情報の伝達や水門等海岸保全施設の集中管理を行うシステムの構築、住民、海岸利用者等へ情報伝達する体制の整備 ・土砂災害に関する避難勧告又は指示及びの解除を行う際の、国又は都道府県からの助言の依頼のための連絡調整窓口、連絡方法の取り決め、連絡先の共有の徹底などの準備 ・広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備 <火山災害> ・収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成 ・火山専門家を火山防災協議会の構成員として参画させるなど、専門家の意見の活用 ・火山防災協議会の枠組みを活用した、国・公共機関・地方公共団体の連携による災害時防災対応の検討 <雪害> ・雪崩発生監視装置の設置 ・非常時の確実な情報伝達を確保するための、多重無線及び移動通信回線の充実 ・情報通信施設の雪害に対する安全性の確保、停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策の推進、災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等 ・遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮した相互応援協定の締結 ・雪害の少ない地方公共団体における、雪害対応に係る経験が豊富な地方公共団体との協定締結		
	12 「通信手段の確保」の基本事項、仕組み、留意事項 「通信手段の確保」を行う上での基本的な知識を学ぶ ・目的、仕組み ・通信手段の種類、機能、メリット・デメリット ・通信手段の確保の手順、活動内容、代替手段の確保 ・通信手段の確保上の留意事項 ・活動上のノウハウ、留意事項 ・事前の準備事項 ・課題と対策の方向		
技能		11 「警報等の伝達」に係る技術 「警報等の伝達」を実際に行う上で必要な技術を学び、習得する ・警報等の伝達上の課題 (演習) ・警報等の伝達実習(警報等の入手および情報の見方、適切な警報発表文作成含む) (実習)	11 「住民等の避難誘導」に係る技術 「住民等の避難誘導」を実際に行う上で必要な技術を学び、習得する ・避難勧告等の判断・伝達訓練 (演習)
		6. 土砂災害における警報と避難 7. 広島の土砂災害の事例に学ぶ 講義+★演習 8. 風水害における警報と避難	12 「災害情報の収集・連絡」に係る技術 「災害情報の収集・連絡」を実際に行う上で必要な技術を学び、習得する ・避難勧告等の判断・伝達訓練 (演習)
			13 「避難誘導の実施」に係る技術 「避難誘導の実施」を実際に行う上で必要な技術を学び、習得する ・避難勧告・指示等の判断・伝達訓練 (演習)
			14 避難所・避難場所の適否基準(実習) ・避難所・避難場所の適否判断の基本的な考え方 ・避難所・避難場所の適否判断を適切に行うためのポイント

5. 避難場所・避難所の適否判断の実務 ★演習

注: 赤字部分は有明第1期で説明が実施されていない項目です。

項目	広域行政	物資調達	緊急輸送
活動の前提	12 「広域的な応援体制」に係る法律 「広域的な応援体制」に関する規定事項を学ぶ ・災害対策基本法 → 第8条 施策における防災上の配慮等 → 第29条 職員の派遣の要請 → 第30条 職員の派遣のあつせん → 第31条 職員の派遣義務 → 第32条 派遣職員に身分取扱い → 第33条 派遣職員に関する資料の提出等 → 第49条の2 円滑な相互応援の実施のために必要な措置 → 第67条 他の市町村長等に対する応援の要求 → 第68条 都道府県知事等に対する応援の要求等 → 第72条 都道府県知事の指示等 → 第73条 都道府県知事による応急措置の代行 → 第74条 都道府県知事等に対する応援の要求 → 第74条の2 内閣総理大臣による応援の要求等 → 第74条の3 指定行政機関の長等に対する応援の要求等 → 第92条 指定行政機関の長等又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担 → 第93条 市町村が実施する応急措置に要する経費の都道府県の負担 6. 広域的な応援体制の枠組	17 「物資の調達、供給活動」に係る法律 「物資の調達、供給活動」に関する規定事項を学ぶ ・災害対策基本法 → 第49条 防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務 → 第49条の3 物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置 → 第86条の16 物資又は資材の供給の要請等 → 第86条の17 物資又は資材の供給の要請等 → 第86条の18 災害応急対策必要物資の運送	5 「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に係る法律 「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に関する規定事項を学ぶ ・災害対策基本法 → 第50条 災害応急対策及びその実施責任 → 第76条 災害時における交通の規制等 → 第76条の2~4 (通行禁止区域等に関する内容)
	12 「自衛隊の災害派遣」に係る法律 「自衛隊の災害派遣」に関する規定事項を学ぶ ・災害対策基本法 → 第68条の2 災害派遣の要請の要求等 8. 自衛隊の災害派遣		15 「交通の確保」に係る法律 「交通の確保」に関する規定事項を学ぶ ・災害対策基本法 → 第50条 災害応急対策及びその実施責任 → 第76条 災害時における交通の規制等 → 第76条の2~4 (通行禁止区域等に関する内容)
	12 「国における活動体制」に係る法律 「国における活動体制」に関する規定事項を学ぶ ・災害対策基本法 → 第24条 非常災害対策本部の設置 → 第25条 非常災害対策本部の組織 → 第26条 非常災害対策本部の所掌事務 → 第27条 指定行政機関の長の権限の委任 → 第28条 非常災害対策本部長の権限 → 第28条の2 緊急災害対策本部の設置 → 第28条の3 緊急災害対策本部の組織 → 第28条の4 緊急災害対策本部の所掌事務 → 第28条の5 指定行政機関の長の権限の委任 → 第28条の6 緊急災害対策本部長の権限 7. 国における応援体制		15 「緊急輸送」に係る法律 「緊急輸送」に関する規定事項を学ぶ ・災害対策基本法 → 第50条 災害応急対策及びその実施責任 → 第86条の14 被災者の運送
知識	16 「広域的な応援体制」の基本事項、仕組み、留意事項 「広域的な応援体制」を行う上での基本的な知識を学ぶ ・目的、仕組み ・広域応援協定 ・職員の派遣を要請、職員の派遣に係るあつせん ・他市町村、他都道府県への応援要請 (応援を求められた市町村の対応も含む) ・災害の規模が極めて甚大な場合の国の対応 ・被災都道府県における応援要請 ・他市町村が事務を行うことが不可能になった場合の対応 ・その他機関の広域的な応援体制の確保 ・費用負担の仕組みと方法 ・活動上のノウハウ、留意事項 ・事前の準備事項 ・課題と対策の方向 6. 広域的な応援体制の枠組	17 「物資の調達、供給活動」の基本事項、仕組み、留意事項 「物資の調達、供給活動」を行う上での基本的な知識を学ぶ ・目的、仕組み、体制 ・非常本部等による調整等 ・地方公共団体による物資の調達、供給 ・国による物資の調達、供給 ・運送事業者である公共機関の活動 ・活動上のノウハウ、留意事項 ・事前の準備事項 ・課題と対策の方向 <雪害> ・豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立の想定	15 「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」の基本事項、仕組み、留意事項 「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」を行う上での基本的な知識を学ぶ ・目的 ・活動項目 ・輸送に当たっての配慮事項 ・輸送対象の想定(段階別) <雪害>除雪の実施 <火山災害>火山噴出物等の路上障害物の除去 <原子力災害>専門家及び応急対策活動を実施する機関に対する、現地移動への配慮 2. 交通の確保 3. 緊急輸送
	2 「自衛隊の災害派遣」の基本事項、仕組み、留意事項 「自衛隊の災害派遣」を行う上での基本的な知識を学ぶ ・目的、仕組み ・自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容 ・派遣要請の手順 ・派遣要請の必要性の判断、中止時の措置 ・派遣要請の事務 ・連携上のノウハウ、留意事項 ・事前の準備事項 ・課題と対策の方向 8. 自衛隊の災害派遣	10 (備え)「物資の調達、供給活動関係」の基本事項、仕組み、留意事項 「物資の調達、供給活動関係の備え」を行う上での基本的な知識を学ぶ ・物資の調達、供給活動関係に係る企業等との協定 ・物資の備蓄	15 「交通の確保」の基本事項、仕組み、留意事項 「交通の確保」を行う上での基本的な知識を学ぶ ・目的、仕組み、体制 ・非常本部等による調整等 ・道路交通規制等 ・道路啓閉等 ・航空管制等 ・鉄道交通の確保 ・広域輸送拠点の確保 ・その他交通確保対策の概要 ・活動上のノウハウ、留意事項 ・事前の準備事項 ・課題と対策の方向 <地震災害><津波災害><風水害><雪害> ・緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等による交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援 <火山災害> ・道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等における火山噴出物等の路上の障害物の除去等
	12 「国における活動体制」の基本事項、仕組み、留意事項 「国における活動体制」を行う上での基本的な知識を学ぶ ・目的、仕組み ・内閣官房、指定行政機関、公共機関の活動体制 ・関係省庁災害対策会議の開催等 ・緊急参集チームの参集及び関係機関協議の実施 ・非常災害対策本部の設置と活動体制 ・緊急災害対策本部の設置と活動体制 ・災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等 ・非常本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置 ・自衛隊の災害派遣 ・活動上のノウハウ、留意事項 ・事前の準備事項 ・課題と対策の方向 7. 国における応援体制		<雪害> ・道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等の設定、交通関係機関への連絡、通行規制その他必要な措置 ・立ち往生車両の発生等、除雪作業に支障が生ずる場合の通行規制、道路啓閉、除雪の実施、応急復旧等の実施 ・早急な被害状況の把握、国土交通省等への報告 ・道路啓閉、除雪の実施等による道路機能の確保 ・短時間に強い降雪が見込まれる場合等における、道路管理者相互の連携と、迅速・適切な対応 ・道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等が協力した路上の障害物の除去、除雪の実施
	21 「国民等からの義援物資、義援金の受入れ」の基本事項、仕組み、留意事項 「国民等からの義援物資、義援金の受入れ」を行う上での基本的な知識を学ぶ ・目的、仕組み、体制 ・義援物資の受入れ ・義援金の受入れ ・活動上のノウハウ、留意事項 ・事前の準備事項 ・課題と対策の方向 1. 救援物資調達・供給の枠組		15 「緊急輸送」の基本事項、仕組み、留意事項 「緊急輸送」を行う上での基本的な知識を学ぶ ・目的、仕組み、体制 ・緊急輸送活動の手順、活動内容(要請含む) ・活動上のノウハウ、留意事項 ・事前の準備事項 ・課題と対策の方向 4. 救援物資調達・供給の実務と課題
			10 (備え)「緊急輸送活動関係」の基本事項、仕組み、留意事項 「緊急輸送活動関係の備え」を行う上での基本的な知識を学ぶ ・目的 ・緊急輸送活動関係に係る対策、事例 ・予防対策実施上の留意事項 ・課題と対策の方向 9. 広域応援・受援ワークショップ

注: 赤字部分は有明第1期で説明が実施されていない項目です。

項目	広域行政	物資調達	緊急輸送
知識			15 「緊急輸送のための燃料の確保」の基本事項、仕組み、留意事項 「緊急輸送のための燃料の確保」を行う上での基本的な知識を学ぶ ・目的、仕組み、体制 ・緊急輸送のための燃料の確保のための対策 ・活動上のノウハウ、留意事項 ・事前の準備事項 ・課題と対策の方向
技能	12 「広域的な応援体制」に係る技術 「広域的な応援体制」を実際に行う上で必要な技術を学び、習得する ・広域応援・受援ワークショップ（演習） ・広域的応援における課題（演習） 9. 広域応援・受援ワークショップ	17 「物資の調達、供給活動」に係る技術 「物資の調達、供給活動」を実際に行う上で必要な技術を学び、習得する ・物資調達・供給上の課題（演習） 5. 物資調達演習	

注:赤字部分は有明第1期で説明が実施されていない項目です。

項目	避難の受入れ	医療・保健・福祉	生活支援
活動の前提	6 ・災害救助法 → 第4条 救助の種類等 → 第7条 従事命令 → 第8条 協力命令	16 ・災害救助法 → 第4条 救助の種類等 → 第7条 従事命令 → 第8条 協力命令 1. 避難収容と被災者支援の枠組 2. 避難収容と被災者支援の種類と内容	16 ・災害救助法 → 第4条 救助の種類等 → 第7条 従事命令 → 第8条 協力命令
	16 【避難所Ⅰに係る法律】 ・災害対策基本法 → 第8条 施策における防災上の配慮等 → 第49条の7 指定避難所の指定 → 第49条の8 指定緊急避難場所と指定避難所との関係 → 第86条の2 避難所等に関する特例 → 第86条の6 避難所における生活環境の整備等 → 第86条の7 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮 → 第86条の8 広域一時滞在の協議等 → 第86条の9 都道府県外広域一時滞在の協議等 ・災害救助法 → 第4条 救助の種類等	14 【医療活動Ⅰに係る法律】 ・災害対策基本法 → 第8条 施策における防災上の配慮等 → 第51条 情報の収集及び伝達等 → 第86条の15 安否情報の提供等 ・災害救助法 → 第4条 救助の種類等 → 第7条 従事命令 → 第9条 都道府県知事の取用等 → 第15条 日本赤十字社の協力義務等 → 第16条 日本赤十字社への委託	25 【被災者等の生活再建等の支援Ⅰに係る法律】 ・災害対策基本法 → 第90条の2 罹災証明書の交付 → 第90条の3 被災者台帳の作成 → 第90条の4 台帳情報の利用及び提供 被災者生活再建支援法 1. 避難収容と被災者支援の枠組 8. 被災者生活再建支援
	16 【広域一時滞在Ⅰに係る法律】 ・災害対策基本法 → 第5条の2 地方公共団体相互の協力 → 第8条 施策における防災上の配慮等 → 第86条の8 広域一時滞在の協議等 → 第86条の9 都道府県外広域一時滞在の協議等 → 第86条の10 都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行 → 第86条の11 都道府県外広域一時滞在の協議等の特例 → 第86条の12 都道府県知事及び内閣総理大臣による助言 → 第86条の13 内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行 → 第86条の14 被災者の運送	18 【保健衛生Ⅰに係る法律】 ・災害対策基本法 → 第50条 災害応急対策及びその実施責任 → 第86条の3 臨時の医療施設に関する特例 → 第86条の6 避難所における生活環境の整備等 → 第86条の7 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮 ・災害救助法 → 第15条 日本赤十字社の協力義務等 → 第16条 日本赤十字社への委託	16 【被災者等への的確な情報伝達活動Ⅰに係る法律】 ・災害対策基本法 → 第8条 施策における防災上の配慮等 → 第51条 情報の収集及び伝達等 → 第51条の2 国民に対する周知 → 第86条の15 安否情報の提供等 → 第108条の2 情報の公表
	16 【帰宅困難者対策Ⅰに係る法律】 ・災害対策基本法 → 第8条 施策における防災上の配慮等 → 第51条 情報の収集及び伝達等 → 第86条の15 安否情報の提供等	16 【避難行動要配慮者Ⅰに係る法律】 ・災害対策基本法 → 第8条 施策における防災上の配慮等 → 第46条の6 災害予防及びその実施責任 → 第49条の10 避難行動要支援者名簿の作成 → 第49条の11 名簿情報の利用及び提供 → 第49条の12 名簿情報を提供する場合における配慮x → 第49条の13 秘密保持義務 → 第56条 市町村長の警報の伝達及び警告 → 第90条の3 被災者台帳の作成	16 【応急仮設住宅Ⅰに係る法律】 ・災害対策基本法 → 第86条の2 避難所等に関する特例 ・災害救助法 → 第4条 救助の種類等
知識	16 【避難所Ⅰの基本事項、仕組み、留意事項】 ・避難所の開設の手順、方法 ・指定した施設以外の施設の借り上げ対策、事例 ・避難所を設置・維持することの適否の判断方法、事例 ・避難所の運営管理等の手順、方法 ・要配慮者の安否の確認の方法、配慮すべき事項 ・避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握、措置の方法 ・感染症対策 ・家庭動物の受入 ・避難所の運営における女性の参画、男女のニーズの違い等男女双方の視点等、配慮すべき事項、事例 ・警察による地域安全確保 ・自衛隊による生活支援・復旧 ・災害救助法による運用実態 ・避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指(平成25年8月) ・避難所の解消に向けた環境整備 ・応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等 <風水害> ・洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の開設 <火山災害> ・火山災害及びその二次災害の危険箇所等を考慮した避難所の開設 <雪害> ・雪崩災害等の危険箇所等を考慮した避難所の開設	14 【医療活動Ⅰの基本事項、仕組み、留意事項】 ・被災地域内の医療機関による医療活動 ・被災地域外からの災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣 ・被災地域外での医療活動 ・広域後方医療施設への傷病者の搬送 ・被災者の心のケア対策 ・救護所(医療救護所)の設置 7. 被災者への医療活動	25 【被災者等の生活再建等の支援Ⅰの基本事項、仕組み、留意事項】 ・住まいの確保、生活資金等の支給、処理の仕組みの構築手順、内容 ・住家等の被害程度の調査、罹災証明書の交付の手順、活動内容 ・被災者台帳の作成の手順、活動内容 ・災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付、生活福祉資金の貸付の事務 ・被災者生活再建支援金の支給事務 ・税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減に係る活動内容 ・雇用創出策、中長期的な安定的な雇用創出策の考え方、方法 ・自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の実施 ・災害公営住宅等の整備、公営住宅等への特定入居等の実施 ・防災集団移転促進事業等の概要、活用 ・仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持支援 ・被災者の自立に対する援助、助成措置の広報 ・総合的な相談窓口等の設置 ・居住地以外の市町村に避難した被災者に対する情報、支援サービスの提供 ・災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法検討 ・復興基金の設立と活用事例 ・生活再建に必要な相談支援 1. 避難収容と被災者支援の枠組 8. 被災者生活再建支援

注:赤字部分は有明第1期で説明が実施されていない項目です。

項目	避難の受入れ	医療・保健・福祉	生活支援			
知識	<p>16 「広域一時滞在」の基本事項、仕組み、留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容 市町村から協議要求があった場合等、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合の対応(都道府県、国) 国、都道府県による助言 広域一時滞在のための協議の代行 広域的避難収容実施計画の作成 広域的避難収容活動の実施について必要な指示 地域外避難者が情報・サービス過疎に置かれたいための対策 <p>3. 広域一時滞在と被災者への情報提供</p>	<p>16 「要配慮者への配慮」の基本事項、仕組み、留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の特徴 避難行動要支援者名簿利用した安否確認 避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容にあたっての要配慮者への配慮事項、方法 情報の提供方法 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月) <p>5. 要配慮者への対応</p>	<p>16 「被災者等への的確な情報伝達活動」の基本事項、仕組み、留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 収集する情報項目、収集先、手段、方法 被災者への情報伝達活動 国民への的確な情報の伝達活動 住民等からの問合せに対する対応 海外への情報発信 	<p>16 「帰宅困難者対策」の基本事項、仕組み、留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 一斉帰宅の抑制対策の方法 滞り場所の確保等の支援の方法 男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズへの配慮事項 大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン(H27年3月) <p><火> 降灰の影響により公共交通機関が運行停止した場合の帰宅困難者の発生</p>	<p>16 「福祉避難所の設置」の基本事項、仕組み、留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所の指定 福祉避難所の量的確保 福祉避難所の周知 福祉避難所の管理・運営 福祉団体、福祉事業所、医療機関との連携 医療関係者、専門職との連携 福祉サービス、保険医療サービスの提供、福祉用具の設置 <p>1. 避難収容と被災者支援の枠組</p>	<p>25 「応急仮設住宅」の基本事項、仕組み、留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災都道府県による応急仮設住宅の提供 応急仮設住宅に必要な資機材の調達 応急仮設住宅の運営管理 災害救助法による運用実態 仮設住宅の用地確保から建設、入居受付から解消までのライフサイクル <p>4. 応急仮設住宅の確保</p>
			<p>18 「ご遺体の対応等」にかかる基本事項、仕組み、留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 火葬場、柩等の関連する情報収集 遺体の衛生状態への配慮 警察災害派遣隊の被災地への派遣 遺体の検視・死体調査・身元確認等 柩の調達、遺体の搬送の手配等 広域的な火葬の実施 	<p>25 「在宅支援・施設避難」の基本事項、仕組み、留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> やむを得ず避難所に滞在することができない被災者(在宅被災者)への対応・旅館やホテル等の施設への移動 在宅被災者への支援(情報伝達体制の整備、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給、孤立状態の解消、見守り機能の充実、医療福祉サービスの提供) 		
			<p>25 「民生支援」の基本事項、仕組み、留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所全体の健康面に関するアセスメント・モニタリングの実施 各避難所への医師・看護師・保健師等の巡回 看護師・保健師等のチームによる個別訪問、保険指導、巡回相談等 医師・看護師・保健師等による健康管理・増進 外部医療機関・他専門職(社会福祉士・ケアマネ等)への橋渡し・連携 保健・福祉専門ボランティア等との連携 その他被災者ニーズの把握、生活支援 LSA(生活援助員)の配備、見守り活動の実施 警察・自衛隊・消防団・ボランティア等による生活支援 	<p>25 「孤立化・孤立集落等への対応」の基本事項、仕組み、留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 孤立化する危険のある地域の被災者への情報伝達体制の整備 孤立化の防止等のための主要な交通網の土砂災害対策や海岸保全対策 情報伝達体制の整備 食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給 		
	技能	<p>16 「避難所運営」に係る技術</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所運営ワークショップ(演習) 	<p>16 「要配慮者への配慮」に係る技術</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所運営ワークショップ(演習) 			
	<p>6. 避難所運営ワークショップ ★演習</p>					

注:赤字部分は有明第1期で説明が実施されていない項目です。

項目	復旧	復興まちづくり	経済復興
活動の前提	<p>23 「災害廃棄物の処理」に関する規定事項を学ぶ 「災害廃棄物の処理」に関する規定事項を学ぶ ・災害対策基本法 → 第86条の5 廃棄物処理の特例</p> <p>3. 災害廃棄物処理</p>	<p>22 「地域の復旧・復興の基本方向の決定」に関する規定事項を学ぶ 「地域の復旧・復興の基本方向の決定」に関する規定事項を学ぶ ・激甚対策法 ・復興法</p> <p>1. 復旧・復興総論</p>	
知識	<p>23 「被災施設の復旧等」の基本事項、仕組み、留意事項 「被災施設の復旧等」を行う上での基本的な知識を学ぶ ・目的、仕組み、体制 ・被災施設の復旧事業の活動手順、活動内容 ・ライフライン施設等の復旧の概要 ・国・都道府県による工事代行の活動内容 ・活動上のノウハウ、留意事項 ・事前の準備事項 ・課題と対策の方向</p> <p>1. 復旧・復興総論 2. 被災施設・設備の応急復旧</p>	<p>27 「地域の復旧・復興の基本方向の決定」の基本事項、仕組み、留意事項 「地域の復旧・復興の基本方向の決定」を行う上での基本的な知識を学ぶ ・目的、仕組み ・復旧・復興の基本方向の考え方 ・活動上のノウハウ、留意事項(男女共同参画、要配慮者の参画等) ・財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援 ・職員の派遣その他の協力要求 ・事前の準備事項 ・課題と対策の方向</p> <p><地震災害> ・地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所に対する、二次的な土砂災害防止の観点からの、可能な限りの土砂災害防止対策</p>	<p>26 「被災中小企業の復興、その他経済復興の支援」の基本事項、仕組み、留意事項 「被災中小企業の復興、その他経済復興の支援」を行う上での基本的な知識を学ぶ ・目的、仕組み、体制 ・被災中小企業等に対する援助、助成措置の内容 ・被災者への広報、相談窓口等の設置 ・経済復興対策の実施 ・活動上のノウハウ、留意事項 ・事前の準備事項 ・課題と対策の方向</p> <p>5. 経済復興支援と被災者の雇用支援</p>
	<p>23 「災害廃棄物の処理」の基本事項、仕組み、留意事項 「災害廃棄物の処理」を行う上での基本的な知識を学ぶ ・目的、仕組み、体制 ・災害廃棄物の処理活動の手順、活動内容 ・災害廃棄物の処理処分方法(分別、リサイクル) ・計画的な収集、運搬及び処分方法 ・活動上のノウハウ、留意事項 ・事前の準備事項 ・課題と対策の方向</p> <p>3. 災害廃棄物処理</p>	<p>24 「復興計画の作成」の基本事項、仕組み、留意事項 「復興計画の作成」を行う上での基本的な知識を学ぶ ・目的、仕組み、体制 ・復興の考え方 ・復興計画作成の活動手順、活動内容 ・復興組織体制の整備、国の支援 ・活動上のノウハウ、留意事項 ・事前の準備事項 ・課題と対策の方向</p> <p>8, 9. 復旧復興計画策定ワークショップ(講義)</p>	
	<p>10 (備え)「災害復旧・復興」の基本事項、仕組み、留意事項 「災害復旧・復興への備え」を行う上での基本的な知識を学ぶ ・各種データの整備保全 ・権限証明書の発行体制の整備 ・復興対策の研究</p> <p><地震災害><津波災害> ・地震による災害廃棄物の発生を抑制するための、建築物の耐震化等 ・大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保 ・広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保 ・仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画の策定</p>	<p>24 「防災まちづくり」の基本事項、仕組み、留意事項 「防災まちづくり」を行う上での基本的な知識を学ぶ ・目的、仕組み、体制 ・防災まちづくりの考え方 ・土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施方法 ・新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール等の住民への提供 ・大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言の活動内容 ・活動上のノウハウ、留意事項 ・事前の準備事項 ・課題と対策の方向</p> <p>6. 復興基本計画と復興まちづくり</p>	<p>7. 復旧・復興推進上の課題と事前の復興対策の意義</p>
	<p>10 (備え)「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」の基本事項、仕組み、留意事項 「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係の備え」を行う上での基本的な知識を学ぶ ・目的 ・災害の拡大防止に資する体制の整備、資機材の備蓄に係る対策、事例 ・所管する施設、設備の被害状況の把握、応急復旧体制整備、資機材の備蓄に係る対策、事例 ・二次災害を防止する体制を整備、資機材の備蓄、観測機器等の確保に係る対策、事例 ・予防対策実施上の留意事項 ・課題と対策の方向</p> <p><津波災害> ・豪雨に伴う二次災害を防止する体制の整備 ・土砂災害危険箇所等の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策等の推進 ・有害物質の漏えいを防止するための体制の整備 <風水害> ・河川又は海岸ごとの、重要防水区域、危険箇所等に関する具体的な水防工法の検討 ・堤防側溝、河川防災ステーション等における、水防用・応急復旧資機材の備蓄、緊急時の備蓄品確保のための関係業界団体との協力に関する協議 ・緊急時における排水対策 ・豪雨に伴う土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、事前登録等の活用のための施策等の推進 ・土砂災害の発生、拡大の防止を図るために必要な資機材を備蓄、土砂災害防止対策を実施するための体制の整備</p> <p><火山災害> ・降灰後の降雨等に伴う土砂災害等の二次災害を防止する体制の整備 ・土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、事前登録等の施策等の推進 <雪害> ・雪崩災害の発生、拡大の防止を図るために必要な資機材の備蓄、防止対策を実施するための体制の整備</p>		
技能		<p>24 「復興計画の作成」に関する技術 「復興計画の作成」を実際に行う上で必要な技術を学び、習得する ・復興計画作成ワークショップ(演習)</p>	
		<p>10 (備え)「災害復旧復興への備え」に関する技術 「災害復旧復興への備え」を実際に行う上で、必要な技術を学び、習得する ・復旧復興ワークショップ(実習)</p> <p>8, 9. 復旧復興計画策定ワークショップ ★演習</p>	